

『共同住宅における各戸検針及び水道料金等徴収』
に関する契約書

共同住宅名称	
共同住宅所在地	那覇市
水道番号	※ — —
契約番号	※
備考	

那覇市上下水道局

『共同住宅における各戸検針及び水道料金等徴収』に関する契約書

那覇市上下水道事業管理者（以下「甲」という。）と 給水装置所有者等（以下「乙」という。）との間に乙が所有する共同住宅「」（共用、消火栓等を含む。）の各戸検針並びに水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金等」という。）の徴収について、別に定める取扱要綱を認容し次のとおり契約を締結する。

（適用）

第1条 この契約は、共同住宅の全体を同一給水装置により直接給水を受けるもの、又は同一給水装置と連結された同一受水槽若しくは同一と見なすことができる受水槽以下の装置により給水を受けるものを対象とする一括適用とし、部分適用はしない。

（メーターの設置）

第2条 甲は、甲所有のメーター（以下「親メーター」という。）を設置し、乙に貸与するものとする。

2 乙は、各戸に甲が定める設置基準（『共同住宅における各戸検針及び水道料金等徴収』に関する取扱要綱別表）に適合したメーター（以下「子メーター」という。）を設置したのち、甲の検査結果が適合と認められた子メーターを甲に無償譲渡する。

3 前項の無償譲渡した子メーターは返却しない。

4 子メーターは、各戸の屋外に各戸ごと、甲が認める場所に設置し、各戸使用者（居住者）が不在でも検針、開閉栓及び取替が行えるようにするものとする。

（受水槽以下の装置等の管理責任）

第3条 乙は、受水槽を設置する場合、受水槽以下の装置が水道法でいう給水装置ではないことから、受水槽以下の装置及びこれらにより給水される水道水の水質について、責任を持って管理しなければならない。

2 乙は、子メーターの故障、破損、不鮮明等（以下「故障等」という。）が生じないように十分な注意のもと管理し、検針、開閉栓及び取替に支障を生じさせないようにしなければならない。

3 乙は、その責任において子メーターの故障等の異常があった時は、甲に速やかに申し出なければならない。

4 甲は、前3項について、乙から申し出を受けたときは、速やかに措置を講じなければならない。

5 甲は、故障等の異常があった時の子メーター取替及び検定満了（8年）前の子メーター取替を行うこと。また、乙は各戸使用者（居住者）に対し、子メーター取替の周知を行い協力しなければならない。

6 乙が、本市内に居住しない場合は、本市に居住する者又は甲が認める者を管理責任者として選定し甲に届け出なければならない。

（検針及び水道料金等の徴収）

第4条 甲は、子メーターで隔月の定例日に各戸の検針を行い、それと平行して親メーターの検針を行うものとする。

- 2 甲は、各戸に設置された子メーターの指示水量により水道料金等を毎月各戸使用者（居住者）から徴収するものとする。この場合において、水道料金等の算定については、私設消火栓、増圧装置に設けるチェック用散水栓（取扱要綱第10条第7項第1号）及び貯水槽清掃に使用するものを除いて、那覇市給水条例に定める一般用口径別料金を準用するものとする。
- 3 乙の責に帰すべき理由により、親メーターの指示水量と子メーター指示水量の総和に10%超過の差水量が生じたときは、当該差水量に従量料金を適用、算定し乙が負担するものとする。
- 4 乙の管理上の問題が原因で子メーターの検針ができない場合は、甲は水量を認定することができるものとする。
- 5 水道料金等の収納方法は口座振替とする。ただし、特に甲が認める場合においては、甲の指定する納入通知書兼領収書（以下「納付書」という。）により収納することができる。
- 6 この契約を解除するときは、期日を定めて既に発生している各戸使用者（居住者）の水道料金等について、乙の責任において一括して精算しなければならない。この場合の水道料金等の収納方法は、原則として管理者が指定する期日及び徴収方法にて一括で支払いしなければならない。
- 7 私設消火栓使用、貯水槽清掃、その他この契約に定めがないものについては、那覇市給水条例及び那覇市下水道条例及び取扱要綱によるものとする。

（水道料金等未納の場合の措置）

- 第5条 水道料金等の未納が生じたときは、甲は当該各戸使用者（居住者）が使用している箇所を停水することができるものとする。
- 2 甲が指定する日までに各戸使用者（居住者）が水道料金等を納入しないときは、乙は、当該各戸使用者（居住者）と連帯してその納入義務を負うものとする。なお、各戸使用者（居住者）の未納情報等の提供については、乙又は管理責任者の申請に基づき、甲が認めた場合に提供するものとし、甲が通知義務を負わないものとする。
 - 3 乙が契約解除に伴う水道料金等の一括精算金を支払わないときは、甲は当該共同住宅の給水装置に対して、給水を停止することができる。
 - 4 前項により乙及び各戸使用者（居住者）に損害が生ずることがあっても、甲は、その責任を負わない。

（給水装置所有者等又は管理責任者の責務等について）

- 第6条 乙及び管理責任者は、その責任において次の事項を行うものとする。
- (1) この契約に関し、各戸使用者（居住者）に説明を行い周知させること。また、連合専用からの切替えの場合には、各戸使用者（居住者）の「同意書」を届け出又は届け出させること。
 - (2) 各戸使用者（居住者）が水道料金等の未納をしている場合は、当該各戸使用者（居住者）に対して完納を促すこと。
 - (3) 各戸使用者（居住者）との入居契約等において、転出時における水道料金等の精算済証の提出を規定する等の水道料金等未納発生防止策を講じるよう努めること。
 - (4) この契約の内容に変更が生じたときは、甲の定める書類により届け出し、承諾を受けること。
 - (5) 各戸使用者（居住者）の転出入について遅滞なく届け出又は届け出させること。
 - (6) 給水装置及び受水槽以下の装置の漏水発生防止措置を講じること。

- (7) 水道使用開始の開栓の際は、給水栓（蛇口等）の閉まりを確認して、開栓事故（蛇口の閉め忘れによる水の出っ放し等）の発生防止に努めなければならない。
- (8) 貯水槽清掃を年1回以上行うものとし、その実施について届け出及び水道料金を精算すること。
- (9) その他、甲との事務の取次ぎを行いこの契約の遂行に支障がないよう協力すること。

（契約者の変更）

第7条 乙に変更がある場合で、変更後も各戸検針制度の継続を希望する場合は、甲の指定する様式により届け出なければならない。

- 2 前項の手続きがなされない場合においては、甲の判断によりこの契約の継続又は解除を行うことができる。

（契約の変更及び解除）

第8条 那覇市水道給水条例、那覇市下水道条例、その他関係法令等に変更があった場合は、その内容に適合するように契約の変更がなされたものとみなす。

- 2 乙が、この契約又は取扱要綱等に違反する行為をし、甲の指摘を受けてもなお是正しないときは、甲は、契約を解除することができる。この場合において、異議の申し立ては一切これをみとめない。
- 3 前2項により乙及び各戸使用者（居住者）に損害が生ずることがあっても、甲は、その責任を負わない。

（契約の期間）

第9条 本契約の期間は、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇〇〇年〇〇月〇〇日までとする。
ただし、本契約期間満了前2月までに甲又は乙から別段の意思表示がないときは、本契約を更新したものとみなし、更に1年間継続するものとし、その後においてもまた同様とする。

年 月 日

甲（住所）

（氏名）

乙（住所）

（氏名）

実印

『共同住宅における各戸検針及び水道料金等徴収』 に関する取扱要綱

※この要綱は、契約書の附属書類としてのものであり、契約書の各規定を詳しく説明したものです。したがって、この取扱要綱を十分ご理解の上で、契約を締結してください。

『共同住宅における各戸検針及び水道料金等徴収』に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、共同住宅の給水装置所有者又は代表者（以下「給水装置所有者等」という。）及び共同住宅の居住者（以下「各戸使用者（居住者）」という。）の便宜を図るため、各戸検針並びに水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金等」という。）徴収の取扱い（以下「各戸検針制度」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、直結直圧若しくは直結増圧による給水（以下「直結給水」という。）又は受水槽以下の装置により給水を受ける共同住宅のうち、『共同住宅における各戸検針及び水道料金等徴収』に関する契約（以下「各戸検針契約」という。）を締結した共同住宅（以下「各戸検針共同住宅」という。）に適用する。

- 2 各戸検針制度は、共同住宅の全体を同一給水装置により直接給水を受けるもの、又は同一給水装置と連結された同一受水槽若しくは同一と見なすことができる受水槽以下の装置により給水を受けるものを対象とする一括適用とし、部分適用は認めないものとする。
- 3 前項に規定する各戸検針共同住宅は、次の各号の要件を備えたものでなければならない。
 - (1) 建物に設置する各戸（子）メーター（以下「子メーター」という。）のうち共用栓、直結増圧給水装置（以下「増圧装置」という。）に設けるチェック用散水栓及び消火栓を除き、住宅部分の個数が6割以上であること。
 - (2) 各戸使用者（居住者）の全員が各戸検針制度の適用に同意していると認められること。ただし、連合専用からの切替えの場合には、各戸使用者（居住者）の同意書の提出により同意していること。
 - (3) 各戸検針制度適用の事前協議がなされ、かつ、『共同住宅における各戸検針及び水道料金等徴収』に関する申請書類（以下「申請書類」という。）の内容が適合していること。ただし、那覇市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特に必要ないと認めるものについては、事前協議は行わない。
 - (4) メーターの検針及び水道料金等の徴収に関して、各戸単位の取扱いに支障がなく、かつ、直結給水及び受水槽以下の装置が別表の設置基準に適合していること。
 - (5) 既設の連合専用給水装置を使用している共同住宅等から、各戸検針共同住宅へ切替えの場合には、既に発生している水道料金等の精算がなされていること。
 - (6) 各戸の玄関又は管理者が指定する場所に、水道番号標を貼り付けること。

(申請)

第3条 給水装置所有者等は、この要綱の適用を受けようとするときは、管理者に対して事前に申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、指定の申請書に次の書類を添えて行うものとする。
 - (1) 事前協議確認書（第1号様式）
 - (2) 重要事項説明書（第2号様式）
 - (3) 委任状（必要な場合）（第3号様式）
 - (4) 申請書（第4号様式）
 - (5) 子メーター設置一覧
 - (6) 見取り図（住宅位置図）

- (7) 配置図（子メーター配置図）
 - (8) 量水器設置詳細図
 - (9) 姿断面図（部屋配置図）
 - (10) 管理責任者選定（変更）届（第5号様式）
 - (11) 給水平面図
 - (12) 給水展開図
 - (13) 量水器及び止水栓仕様書
 - (14) 水道メーター器差成績表
 - (15) 各戸検針制度の適用を受けることについての各戸使用者（居住者）の同意書（連合専用からの切替の場合のみ）（第6号様式）
 - (16) 各戸検針の子メーターの無償譲渡届（第7号様式）
 - (17) その他管理者が必要と認める書類
- 3 改造工事等により当初の申請内容に変更が生じる場合には、指定する申請書等に、前項第1号から第17号中、管理者が必要と認める書類を添付して申請するものとする。

（申請書類の審査及び承諾）

第4条 管理者は、前条の規定による申請があったときは、その内容について審査し、その結果、当該申請がこの要綱及び関係法令等の基準に適合していると認められた場合は、当該申請を承諾するものとする。

- 2 各戸検針共同住宅の給水装置工事の申請を行おうとするものは、前項に規定する承諾を得なければならない。ただし、管理者が必要ないと認めるものについてはこの限りでない。

（現場検査及び承認）

第5条 給水装置所有者等は、各戸検針共同住宅の給水装置工事完了にあたり、管理者に対して指定の書類（第8号様式）により検査の依頼をし、現場検査を受けなければならない。

- 2 前項の検査依頼を受けたときは、管理者は検査を行い、検査の結果が適合と認められる場合は承認するものとする。

（契約の締結）

第6条 各戸検針制度の適用を受けようとするものが、第4条及び第5条に適合するときは、管理者は、給水装置所有者等と別に定める契約書により各戸検針契約を締結するものとする。ただし、管理者が特に不適切と認める場合は、契約を締結しないことができる。

（子メーターの設置基準）

第7条 各戸検針共同住宅の給水装置又は受水槽以下の装置に取りつける子メーターは、直読式のメーターなければならない。

- 2 給水装置所有者等は、管理者が指定する子メーターを各戸の屋外に各戸ごと、管理者が認める場所に設置しなければならない。
- 3 子メーターは、別表に定める設置基準に適合していなければならない。

（管理責任者の選定及び子メーター等の維持管理並びに無償譲渡）

第8条 給水装置、受水槽以下の装置の維持管理及び当該制度の運用管理を円滑に行うために、本市内に居住する者、又は管理者が認める者を管理責任者として選定するものとする。

- 2 給水装置所有者等又は管理責任者は、子メーターを清潔に管理し、常に、検針、開閉栓

作業等の上下水道局の業務及び子メーター取替が容易に行えるよう、これらの業務に支障を及ぼすような物を置き、また工作物を設けてはならない。

- 3 給水装置所有者等又は管理責任者は、その責任において子メーターの故障、破損、不鮮明等（以下「故障等」という。）が生じないように十分な注意のもとに管理しなければならない。
- 4 給水装置所有者等又は管理責任者は、その責任において子メーターの故障等が生じたときは、管理者に速やかに申し出なければならない。
- 5 管理者は、前項について、乙から申し出を受けたときは、速やかに措置を講じなければならない。
- 6 管理者は、故障等の異常があった時の子メーター取替及び検定満了（8年）前の子メーター取替を行うこと。また、給水装置所有者等又は管理責任者は各戸使用者（居住者）に対し、子メーター取替の周知を行い協力しなければならない。
- 7 別表の設置基準に適合させるための設備改善の費用は、給水装置所有者等が負担し、その施工にあたっては、上下水道局との事前調整を行い、完了後は遅滞なく報告書を提出するものとする。また、施工については、管理者が認める者が行うものとする。
- 8 給水装置所有者等又は管理責任者は、前項までの規定について管理者から指摘を受けた場合は、速やかに対応して上下水道局の業務に支障が生じないようにしなければならない。
- 9 当該共同住宅の各戸及びメーターボックス又は管理者が指定する場所に、部屋番号を表示するものとする。
- 10 給水装置所有者等は、第7条第3項の子メーター設置基準を満たしていることが確認できた時は、上下水道局に無償譲渡する。
- 11 前項の規定により、私設の子メーターを無償譲渡する場合は、「各戸検針の子メーターの無償譲渡届」（様式第7号）を管理者に提出しなければならない。
- 12 給水装置所有者等が上下水道局に無償譲渡した子メーターは返却しない。
- 13 給水装置所有者等は、子メーターを亡失又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

（受水槽以下の装置等の管理責任）

第9条 受水槽以下の装置は、水道法（昭和32年法律第177号）でいう給水装置ではないので、受水槽以下の装置及びこれにより給水される水の水質等の管理は、給水装置所有者等又は管理責任者が責任をもって行わなければならない。

（水道料金の算定及び徴収方法）

第10条 管理者は、隔月の定例日に子メーターにより検針し、その指示水量により水道料金等を算定して各戸使用者（居住者）から徴収するものとする。なお、算定にあたっては、差水量、私設消火栓及び貯水槽清掃に使用するものを除いては、那覇市水道給水条例（平成9年那覇市水道給水条例第37号。（以下「給水条例」という。）第23条中、一般用口径別料金を準用する。

- 2 私設消火栓を公的消防活動以外に使用する場合の水道料金の算定については、次の各号によるものとする。
 - (1) 私設消火栓専用の子メーターを設置し、その指示水量に基づき給水条例第23条の、臨時用料金を準用して算定する。
 - (2) 私設消火栓専用の子メーターが設置されておらず、共用栓と兼用の子メーターが設置されている従前のものについては、事前の届出により局職員が立会い、兼用の子メータ

一の指示水量に基づき給水条例第23条の臨時用料金を準用して算定し、当該水道番号にて徴収する。

(3) 前2号以外の場合については、給水条例第23条の私設消火栓演習用料金を準用し、(親)水道番号にて徴収する。

3 水道料金等は、原則として毎月これを徴収する。

4 管理者が設置した基本メーター（以下「親メーター」という。）は、第1項の検針と並行して検針するものとする。

5 給水装置所有者等の責に帰すべき理由により、親メーターの指示水量と子メーターの指示水量の総和に10%超過の差水量が生じたときは、当該差水量に対して子メーター口径の従量料金を給水装置所有者等から(親)水道番号にて徴収する。なお、当該共同住宅に複数種類の口径の子メーターが設置されている場合には、設置個数の最も多い口径を適用するものとする。ただし、管理者が特に必要がないと認めた時は、この限りではない。

6 貯水槽の清掃を実施した場合の水道使用料金は、当該貯水槽の容量相当分を子メーター口径の従量料金を給水装置所有者等から(親)水道番号にて徴収する。なお、当該共同住宅に複数種類の口径の子メーターが設置されている場合には、設置個数の最も多い口径を適用するものとする。ただし、管理者が特に認める場合においては、給水装置所有者等の届け出の水量により算定することができる。

7 増圧装置に設けるチェック用散水栓の水道料金等の算定については、次の各号によるものとする。

(1) チェック用散水栓の使用が、増圧装置の故障、停電等の断水原因の確認並びに非常用のみの使用としている場合は、その指示水量に基づき給水条例第23条の臨時用料金を準用して算定する。

(2) チェック用散水栓が、増圧装置の故障、停電等による断水原因の確認並びに非常用以外に使用する給水栓との兼用の場合は、その指示水量に基づき給水条例第23条の一般用口径別料金を準用して算定する。

8 水道料金等は、原則として口座振替により徴収する。ただし、特に管理者が認める場合においては、指定する納入通知書兼領収書（以下「納付書」という。）により徴収することができる。

9 各戸検針契約を解除するときは、期日を定めて既に発生している各戸使用者（居住者）の水道料金について、給水装置所有者等又は管理責任者の責任において一括して精算しなければならない。この場合において、水道料金等納入方法は、原則として上下水道局窓口において直接支払いするものとする。ただし、管理者が特に必要と認める場合においては、指定する納付書により徴収することができる。

10 水道料金等の算定及び徴収方法については、この要綱に定めるものを除くほか、給水条例及び那覇市下水道条例（1969年那覇市条例第6号。以下「下水道条例」という。）を準用する。

（水道料金等滞納に関する措置の協力）

第11条 給水装置所有者等又は管理責任者は、各戸使用者（居住者）との入居に関する契約等において、転出時における水道料金等の精算済証の提出を規定する等、各戸使用者（居住者）の水道料金等未納が発生しないようする措置を講じるものとする。

2 管理者が指定する日までに各戸使用者（居住者）が水道料金等を納入しないときは、給水装置所有者等は、当該各戸使用者（居住者）と連帯してその納入義務を負うものとする。なお、各戸使用者（居住者）の未納情報等の提供については、給水装置所有者等又は管理

責任者の申請に基づき、管理者が認めた場合に提供するものとし、管理者が通知義務を負うものではないものとする。

- 3 各戸使用者（居住者）について水道料金等の滞納が生じたときは、管理者は当該各戸使用者（居住者）の使用している箇所の停水することができる。

（給水装置所有者等及び管理責任者の責務）

第12条 給水装置所有者等及び管理責任者は、その責任において次の事務を行うものとする。

- (1) 各戸検針契約の申請内容について変更がある場合には、その責任において事前に管理者に別に定める指定の書類にて届け出し許可を受けなければならない。
- (2) 各戸使用者（居住者）の転出入における水道の使用中止（精算）、使用開始の手続等について、遅滞なく管理者に届け出又は各戸使用者（居住者）に届け出させて各戸検針制度の業務運営に支障がないように協力すること。
- (3) 各戸使用者（居住者）から検針及び水道料金等について苦情があるときは、その解決に協力すること。
- (4) 各戸使用者（居住者）に水道料金等の未納があるときは、当該使用者に対し水道料金等を早期に完納させるよう協力すること。
- (5) 貯水槽の清掃を実施するときは、その責任において管理者へ事前に届出し、実施後はその報告及び料金の精算をしなければならない。なお、清掃については年1回以上行うものとし、その実施については「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」第12条の2第1項第5号の登録を受けた者又は管理者が認めた者によるものとする。
- (6) 給水装置所有者等、管理責任者及び各戸使用者（居住者）は、その責任において給水装置及び受水槽以下の装置における漏水発生防止措置を講じなければならない。
- (7) 水道使用開始の開栓の際は、給水栓（蛇口等）の閉まりを確認して、開栓事故（蛇口の閉め忘れによる水の出っ放し等）の発生防止措置を講じなければならない。
- (8) 給水装置所有者等又は管理責任者は、各戸使用者（居住者）に対し各戸検針契約内容を十分説明のうえ周知させなければならない。
- (9) この要綱及び各戸検針契約に規定されている責務を遵守し各戸検針制度の円滑な運用に協力しなければならない。

（契約者の変更及び解除）

第13条 給水装置所有者等に変更があり、かつ、変更後も各戸検針制度の継続適用を受けようとする場合は、変更前の給水装置所有者等と変更後の給水装置所有者等は、共に協力して遅滞なくその変更の手続きを「給水装置所有者等（変更）届（第9号様式）」の届け出及び「各戸検針契約」の再契約により行わなければならない。

- 2 前項の手続きがなされないまま各戸検針制度の運用が継続している場合において管理者は、所有権移転に伴い、当該共同住宅に対して締結されている各戸検針契約が継承されたものとみなして各戸検針制度の運用を継続することができる。
- 3 第1項の手続きが行われず、管理者から指摘を受けた場合には、新旧の給水装置所有者等は速やかに手続きを行わなければならない。管理者の指摘を受けてなお、速やか手続きがなされない場合において、前2項にかかわらず、管理者は契約を解除することができる。
- 4 各戸検針契約を解除する場合は、給水装置所有者等は管理者に対して事前に契約解除申請（第10号様式）を提出して、契約解除の覚書（第11号様式）を締結しなければならない。

- 5 給水装置所有者等は、契約解除により当該共同住宅における検針及び料金等徴収方法が変更されることについて、各戸使用者（居住者）に対して、契約解除日までに、書面により周知させなければならない。
- 6 給水装置所有者等、管理責任者又は各戸使用者（居住者）が各戸検針契約又は関係法令等を遵守しない場合において、各戸検針業務を適正に行うことができないと認めるときは、管理者は契約解除予告通知を行い、通知後もその是正がないと判断される場合は、契約解除通知により各戸検針契約を解除することができる。
- 7 給水装置所有者等又は管理責任者は、いずれの理由により契約を解除されるときも、既に発生している各戸使用者（居住者）の水道料金等について、その責任において管理者が指定する期日及び徴収方法にて一括で支払いしなければならない。なお、支払いがなされない場合において、催告後も精算されないときは、管理者は当該共同住宅の給水装置に対して、給水停止処分をすることができる。そのことにより、給水装置所有者等、管理責任者又は各戸使用者（居住者）に損害が生じても、管理者はその責任を一切負わない。

(契約の変更)

- 第14条 給水条例及び下水道条例その他関係法令等に変更があった場合は、その内容に適合するように契約が変更されたものとみなす。
- 2 前項により給水装置所有者等、管理責任者及び各戸使用者（居住者）に損害が生じることがあっても管理者はその責任を負わない。

(検査協力)

- 第15条 管理者は、給水装置又は受水槽以下の給水施設について必要に応じて立ち入り検査をすることができる。この場合において給水装置所有者等、管理責任者及び各戸使用者（居住者）は、検査に協力しなければならない。

付 則

この要綱は、昭和53年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和56年2月24日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成元年10月1日から施行する。
- 2 第2条第2項第2号の規定は、平成元年10月1日以後に設置された共同住宅に適用し、同日前に設置された共同住宅については、なお、従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成16年9月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要綱は、施行日以後に給水装置工事申請又は各戸検針制度の適用を受けることについての申請がなされた共同住宅に適用し、施行日前になされた申請については、なお、従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、施行日以前の規定によってなされた処分及び申請等は、改正後の規定によって行われたものとみなす。

付 則

- 1 この要綱は、平成17年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

- 2 この要綱の施行の際、施行日以前の規定によってなされた処分及び申請等は、改正後の規定によって行われたものとみなす。

付 則

- 1 この要綱は、平成23年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、施行日以前の規定によってなされた処分及び申請等は、改正後の規定によって行われたものとみなす。

付 則

- 1 この要綱は、平成24年11月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、施行日以前の規定によってなされた処分及び申請等は、改正後の規定によって行われたものとみなす。

付 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、施行日以前の規定によってなされた処分及び申請等は、改正後の規定によって行われたものとみなす。

【別表】

子メーター等設置基準

- 1 子メーターは、計量関係法令等に適合し、管理者が指定し、かつ、上下水道局の設置検査に合格したもので、次の各号によるものでなければならない。
 - (1) 子メーターは、その器差成績表に基づき承認する。
 - (2) 局承認の子メーター番号（以下「子メーター番号」という）は、口径別に一連番号とし、9000001からはじまり、申請受付時に管理者が通知し、各戸検針契約締結により承認されたものとする。なお、連合専用から各戸検針への切換えの場合については、申請書類の内容が適合したときに通知するものとする。また、子メーター番号の通知を受けた後、各戸検針契約締結に至らなかったときには、通知済の子メーター番号を指定の書類により速やかに管理者に返却しなければならない。
 - (3) 子メーターの蓋は、緑色で塗装されたものとする。
- 2 子メーターの設置場所は、各戸使用者（居住者）が不在の場合でも容易に検針、開閉栓作業及び子メーター取替ができる場所とし、漏水により階下等に被害を及ぼさないよう防水又は水はけに必要な措置が施されているところであること。
- 3 メーター口径は、子メーター以降の給水管と同径のものを使用して、水平に設置すること。
- 4 子メーターと他の配管等が近接する場合は、10 cm以上の間隔を設けること。
- 5 止水栓は、管理者が指定した鍵付き伸縮止水栓を子メーターの上流側に近接して、開閉栓作業に支障がないように設置すること。
- 6 止水栓及び子メーター前後の配管は、子メーターの性能、検針、開閉栓作業及び子メーター取替等に支障がないようにすること。
- 7 子メーター2次側の配管及び給水設備が各戸単位になっていること。
- 8 増圧装置及びそれ以外の給水装置、並びに配水管水圧による直接給水においては、上下水道局工事標準仕様書、直結増圧給水装置取扱要綱その他関係基準に基づいて施工されていること。
- 9 この基準に定めるもののほか、受水槽以下の装置の構造及び材質は、水道法施行令及び那覇市水道事業給水装置の構造及び基準に関する規程に準ずるものとする。

<工事標準仕様書より抜粋>

那覇市使用水道メーター型式及び規格

口径	型式	長さ (L)	ネジ山数
13 mm	接線流羽根車式	165 mm	山 14 (金門)
20 mm		190 mm	山 14 (金門)
25 mm		210 mm	山 14 (金門)
40 mm	たて型軸流羽根車式	245 mm	山 11 (金門)

※口径 50 mm以上については、管理者が別に定める